

大阪府青少年健全育成条例改正の検討について

令和5年度青少年健全育成審議会において、「自画撮り被害の状況等を踏まえ、条例改正の要否及び対応等について検討を要する」とされている事項について

① 大阪府青少年健全育成審議会提言（刑法改正及び撮影罪新設に伴う大阪府青少年健全育成条例の改正に係る提言 R5.12.18）抜粋 P9～10

(3) 改正の検討の余地があると考えられる条項(1)：条例第42条の2

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第42条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。

【参考】

罰則：条例第56条第1項第3号

三 第42条の2の規定に違反した者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処せられる。

イ (略)

ロ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を求めた者

*ただし、青少年に対しては、罰則は適用されない(条例第61条)。

ア 姿態の拡大及びそれに伴う対象年齢の引上げ

条例第42条の2は、いわゆる「自画撮り被害」(画像拡散による被害)を未然に防ぐため、送信させることを含む製造等の前段階である児童ポルノ等の提供要求行為を規制するものである。すなわち、児童ポルノに当たる姿態を自画撮りさせて送信させた場合には、児童買春等処罰法第7条第4項の児童ポルノ等製造罪が成立し、これにより処罰されるが、その前段階である児童ポルノ等の送信を要求する行為は、同法の処罰対象とされていない。そこで、条例第42条の2により、児童ポルノ等の送信要求行為を含む提供要求行為を禁止するとともに、条例第56条第3号により、これに当たる行為の一部を処罰することとしたものである。

他方、刑法改正により新設された16歳未満の者に対する面会要求等の罪では、16歳未満の者に対し、児童ポルノ等に該当する児童の姿態(性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態、膣又は肛門に〔陰茎を除く〕身体の一部又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位を露出した姿態)の写真等を撮影して送信するよう要求する行為のほか、児童ポルノ等に該当しない児童の姿態(〔性器等以外の〕性的な部位〔性器等の周辺部、臀部、胸部〕を触り又は触られる姿態で、わいせつなもの)の写真等を撮影して送信するよう要求する行為が処罰対象に含まれている(刑法第182条第3項)。

【条例第 42 条の2及び刑法第 182 条第3項に係る姿態の比較】

姿態の内容	条例第 42 条の2 ＜児童ポルノ等＞ (対象:18 歳未満の者)	刑法第 182 条3項 (対象:16 歳未満の者)
性交又は性交類似行為に係る姿態	○	○
性器等(性器、肛門、乳首)を触る行為に係る姿態	○	○
性的な部位(性器等、性器等の周辺部、臀部、胸部)が露出又は強調された姿態	○ 衣服の全部又は一部を着けない姿態	○
性的な部位(性器等以外)を触る行為に係る姿態で、わいせつなもの	×	○

刑法第 182 条の目的は、16 歳未満の者が実際に性犯罪の被害に遭うのを未然に防ぐことにあり(→ 前記2(3)ア)、条例第 42 条の2の目的(画像拡散による被害の未然防止)と完全に一致するものではないが、刑法第 182 条が「性的な部位を触り又は触られる姿態」を含めていることに注目し、これを契機として、青少年の「性的な部位(性器等以外)を触り又は触られる姿態(で、わいせつなもの)」の画像の拡散を未然に防ぐこと、そのために条例第 42 条の2の客体に(児童ポルノ等に該当しない)青少年の「性的な部位(性器等以外)を触り又は触られる姿態(かつ、わいせつなもの)(以下「児童ポルノ等に該当しない姿態」という。)」に係る電磁的記録等を追加することについて検討を要する。

なお、この部分を追加した場合、16 歳未満の者に対する追加部分の提供要求行為は、刑法と条例の両方に該当し、刑法が優先的に適用されることになるが、16 歳以上 18 歳未満の者に対する追加部分の提供要求行為は、刑法では処罰されないが、条例により禁止され、このうち条例第 56 条第3号に該当するものについては、同条同号により処罰されることとなる。

<考察>

法務省の見解(※5)及び各委員の意見、府警本部のヒアリング内容を踏まえ、以下の意見を取りまとめた結果、本部会においては、少なくとも現時点では、条例第 42 条の2に係る改正を見送ることが適当であるとの意見で一致した。

- ・16 歳及び 17 歳への「性的な部位(性器等以外)を触る行為にかかる姿態で、わいせつなもの」については、法務省の詳細な法解釈が公表されていないなど、その内容に不明確さがある。また、深刻な被害が確認されていない。

<今後について>

刑法第 182 条第3項に係る法務省の解釈及び同条項に係る被害状況等について注視し、それらの状況を踏まえ、条例改正の要否及び対応等について、引き続き検討を要する。

<参考:各委員の意見>

- ・本条例の保護対象者である青少年(18歳未満の者)を保護する観点から、「児童ポルノ等に該当しない姿態」部分を追加するのが妥当。
- ・条例第42条の2の新設時、構成要件の明確性等の問題もあり、児童買春等処罰法の児童ポルノの定義に合わせたと記憶している。児童買春等処罰法の姿態の方が狭いのであれば、改正刑法に併せて拡大する方が良いのではないかと。刑法で保護されない16歳と17歳を条例で保護すべきである。

※5 刑法第182条第3項に係る法務省の見解

「性的な部位(性器等以外)を触る行為にかかる姿態で、わいせつなもの」とは、着衣のない状態で、性的な部位を触り又は触られる状態のため、性器が隠れているケースが想定される。

立法にあたっては、想定される事実を明文化し、処罰範囲を過不足なく、制定している。同法に係る立件については、事案及びその前後の状況等において、立証できる場合、同法が適用されると考える。

② 刑法第182条第3項に係る法務省の解釈及び同条項に係る被害状況等について

<刑法第182条第3項に係る法務省の解釈>

- ・刑法第182条3項における姿態のうち、「性的な部位(性器等以外)を触る行為に係る姿態で、わいせつなもの」について、法務省において、具体的な見解は示されていない。

<刑法第182条第3項に係る被害状況等>

- ・刑法第182条3項における姿態のうち、「性的な部位(性器等以外)を触る行為に係る姿態で、わいせつなもの」について、現時点で被害の把握はない。



刑法第182条第3項に係る法務省の解釈及び同条項に係る被害状況等について、引き続き注視し、それらの状況を踏まえ、条例改正の要否及び対応等について検討する。